

保険・年金

国保高齢受給者証などの更新

現在お持ちの高齢受給者証などの有効期限は7月31日です。

①高齢受給者証 自動更新

②特定疾病療養受療証 自動更新

新しい証を7月下旬に郵送します。

③限度額適用認定証 申請が必要

オンラインでの資格確認を利用する場合、医療機関での提示不要。
(限度額適用認定証申請が必要な方は、7月18日(金)から更新手続きを受け付けます。)

問合先 保険年金課国
民健康保険担当(1
階②番窓口)
☎939・1177



国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由で保険料を納められない場合、前年の所得が基準以下であれば、申請し承認を受けることで、保険料の納付が免除される制度(全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除)があります。

50歳未満の方には保険料の納付が猶予される納付猶予制度や、失業者には特例免除制度もあります。詳しくはお問い合わせください(学生は、学生納付特例制度を利用してください)。

令和7年度(令和7年7月分～令和8年6月分)の申請の受け付けは、7月1日(火)からです。

これらの免除・納付猶予制度は、

申請時点から2年1か月前まで遡って申請できます。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方はご相談ください。

申請に必要なもの

- ・基礎年金番号又はマイナンバーが分かる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書など)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ※退職(失業)による特例免除制度を利用される場合は、離職票、雇用保険受給資格者証など

申請・問合先 保険年金課 国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

後期高齢者医療制度からのお知らせ

■新しい資格確認書の郵送

新しい資格確認書(桃色)は、7月中に郵送します(有効期限令和8年7月31日まで)。現在お持ちの被保険者証または資格確認書(薄緑色)の有効期限は、令和7年7月31日までとなっており、それ以後は使用できません。

新しい資格確認書が届いたら、古い方は破棄するか、1階②番窓口へお返しください。

なお、令和8年7月31日まではマイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。

【資格確認書】

令和6年12月2日以降、被保険者証の交付を終了し、これまで通り医療にかかることができる「資格確認書」を交付しています。医療を受けるときは、窓口にご提示ください。

■自己負担割合

医療機関での自己負担割合は、一般の方は1割、一定以上の所得がある方は2割、現役並み所得者は3割となります。

●3割負担から2割又は1割負担に変更できる場合があります

3割負担と判定された場合でも、要件に該当する方は申請(基準収入額適用申請)することで、申請された月の翌月から、2割負担または1割負担に変更となります。詳しくはお問い合わせください。対象となる見込みのある方は、7月31日(木)までに窓口へお越しください。



▲詳しくはこちら

【限度区分】

1か月につき定められた自己負担限度額の限度区分について、令和6年12月1日以前に「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人、及び令和6年12月2日以降に併記申請をされた人には、資格確認書に自動的に限度区分が併記されます。(前述の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付は廃止となりました。)

※新たに併記を希望する場合は、別途申請が必要ですので、1階②番窓口までお越しください。



▲高額療養費について



▲入院時の食費代

■令和7年度後期高齢者医療保険料が決定

7月中旬に「保険料額決定通知書」を郵送します。軽減措置、詳しい保険料の算定や納付方法については、同封の案内をご覧ください。

【保険料の軽減措置】

対象となる方の保険料は、既に軽減措置がされています。

※対象の方の判定は、前年分の所得情報に基づいて行うため、申請の必要はありません。ただし、所得情報がない方は保険年金課で簡易申告が必要です。

■制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合

■保険料、負担割合に関すること(資格管理課) ☎06・4790・2028

■給付事務、医療費通知に関すること(給付課) ☎06・4790・2031

■各種届出に関すること
保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

■保険料の納付に関すること
保険年金課収納担当(1階②番窓口) ☎939・1183

セアカゴケグモに注意

7月20日(日)～8月31日(日)は「セアカゴケグモ等対策月間」

セアカゴケグモは体長約1cmの黒色のクモで、背に赤い帯状の模様があるのが特徴です。

発見した場合は、素手で触らず、踏みつぶすか市販の家庭用殺虫剤(ピレスロイド系のものが有効)を吹きつけるなどして駆除してください。かまれた場合は、流水や石けん水で洗い流し、できるだけ早く医療機関を受診してください。その際、できれば駆除したクモをお持ちください。

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階②番窓口) ☎939・1074



農地パトロール

不耕地や違反転用農地の解消と優良農地の保全のため、農業委員等が農地パトロールを行います。

期間 7月下旬から8月上旬まで

対象 市内全域農地

問合先 藤井寺市農業委員会事務局(4階②番窓口) ☎939・1228

税

固定資産税・都市計画税 第2期納期限 7月31日(木)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所で納期限までにお納めください。

口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※新たに口座振替での納付を希望される場合は、税務課窓口にキャッシュカード(暗証番号が必要)をお持ちいただくか、引落口座がある金融機関でお申し込みください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。
問合先 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066

アライグマに近づかない！

市内で、アライグマを目撃したという情報が寄せられています。

【アライグマの被害を防ぐために】

- ・見かけても絶対に近づいたり、刺激を与えたりせずにその場から静かに離れる。
- ・エサをあげたり、エサになるものを屋外に放置したりしない。
- ・床下や屋根裏など、侵入できそうな隙間はふさぐ。

詳しくはこちら▶

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階②番窓口) ☎939・1074



関西停電アプリで停電の発生時間や復旧見通しをお知らせ

登録地点を設定すると、その地域で停電が発生したときにプッシュ通知で情報が届きます。自宅と離れて暮らす大切な方が住んでいる地域の、停電情報を知ることが出来ます。関西停電情報アプリは会員登録や利用料は不要です。



【関西電力送配電(株)からお願い】

- ・切れた電線が垂れ下がったり、電柱が傾いていても、絶対に近づかないでください。
- ・停電時はお問い合わせください。

問合先 関西電力送配電(株)コンタクトセンター
☎0800・777・3081(通話料無料)

ルールを守って楽しい花火

楽しい花火遊びも、使い方を誤ると大きな事故や火事になる危険性があります。

爆竹を鳴らしたり大型の打ち上げ花火をすることは非常に危険です。遊び方をよく読んで必ず守りましょう。



申込・問合先 大阪南消防局保安課
☎958・9929



環境・安全

ご注意ください ペットボトルの捨て方

ペットボトルは、リサイクルできる資源です。必ず中を水で洗い、ラベルとキャップを外して、お近くのリサイクル用ペットボトル回収かご(地図はQRコードから)に入れてください。かごに入れるときには、ビニール袋などから出してくだ



さい。
「中が汚れている」、「カビが発生している」、「苔が付いている」、「劣化している」などの状態のものはリサイクルできません。燃えるごみとして捨ててください。

※ペットボトル回収かごには、ペットボトル以外の物(卵パックやプラスチックトレイなど)を入れないでください。

問合先 環境衛生課清掃庶務担当(6階②番窓口) ☎939・1077

職場における熱中症を 予防しましょう！

令和6年の職場における熱中症による死傷者数が前年と比べて増加しています。大阪労働局では、職場での熱中症予防のために、[STOP！熱中症 クールワークキャンペーン]を実施しています。

相談・問合先 羽曳野労働基準監督署 ☎942・1308



自衛官

①航空学生

資格要件

【海上自衛隊】日本国籍を有する高卒（見込含）又は、高専3年次修了（見込含）で18歳以上23歳未満の方

【航空自衛隊】日本国籍を有する高卒（見込含）又は、高専3年次修了（見込含）で18歳以上24歳未満の方

受付期間 7月1日（火）～8月29日（金）

試験日 9月20日（土）

②一般曹候補生（非任期制）

資格要件 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の方

受付期間 7月1日（火）～9月2日（火）

試験日 9月13日（土）～21日（日）

※いずれか1日

③自衛官候補生（任期制）

資格要件 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の方

受付期間 随時

問合先 自衛隊大阪

地方協力本部富田

林地域事務所

☎0721・24・3799



あなたの写真が広報に！？



大阪・関西万博2025年



ミャクミャク弁当作ったよー！



▲詳しくはこちら



シルバー人材センター会員

豊富な経験を生かして働いてみませんか。

入会説明会日時 7月8日（火）・8月12日（火）・9月9日（火）

いずれも13時30分～

対象 市内在住の60歳以上の方

定員 各日20人

申込方法 電話で

場所、申込・問合先 （公社）藤井寺

市シルバー人材センター（パープル

ホール内）☎954・6005

人権啓発詩・読書感想文募集

大阪府では、「人権」をテーマとする詩と読書感想文を募集します。

オンラインからも応募できます。

対象 府内在住・在学の小・中学生、支援学校小・中学部生

募集期間 7月1日（火）～8月29日（金）（必着）

応募方法など詳細は府ホームページをご確認ください。

問合先 大阪府府民文化部人権局人権企画課教育・啓発

グループ

☎06・6210・9281



指定管理者制度導入施設のモニタリング（確認及び評価）

次の施設で、市民サービスの向上と経費節減のため、指定管理者制度を導入しています。

施設名	指定管理者 (令和6年度末時点)
市民総合会館	(公財) 藤井寺市地域サービス公社
藤井寺駅南駐輪・駐車場	アマノマネジメントサービス (株)
土師ノ里駅前駐輪場	(公財) 藤井寺市地域サービス公社
老人福祉センター(松水苑)	(株) ビケンテクノ
福祉会館(ふれあいセンター)	(社福) 藤井寺市社会福祉協議会

令和6年度の業務内容について、適正な行政サービスの提供が確保されているかの確認及び評価を実施しました。

その結果、全施設の評価はおおむね良好でした。

詳細な結果は、市ホームページほか、市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」でご覧ください。



問合先 行財政管理課行財政改革担当(5階◎番窓口) ☎939・1014

政治家等の寄附の禁止

お中元などの贈り物や地区におけるお祭りなどの機会が多くなる時季ですが、政治家(立候補をしようとする者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ること、有権者がそれらを求めることも公職選挙法で禁止されています。

詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。

問合先 選挙管理委員会事務局(3階◎番窓口)

☎939・1388



マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 7月13日（日） 9時～12時

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(はがき)
- ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)

- ・本人確認書類

※原則、交付申請者ご

本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。



【電子証明書の更新に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当

☎939・1357

定額減税で控除しきれない分がある方へ不足額給付金のお知らせ

令和6年分の確定申告や給与・年金の源泉徴収票などにより、所得税及び定額減税額が確定した後、当初給付(令和6年8月頃から11月頃まで)の支給額を受けてもさらに不足する金額があることが判明した方又は新たに対象となる方に支給します。対象と見込まれる方に、7月下旬頃から順次、支給に関する書類を送付予定です。詳細はQRコードからご確認ください。



問合先 藤井寺市給付金対策室コールセンター ☎936・3070

(9時～17時※ 土・日・曜日、祝日を除く)

各種情報

市への寄贈

■市内小中学校スポーツ振興のために

- ・バスケットボール
- ・5号球×14球
- ・6号球(8面体)×6球
- ・7号球(8面体)×6球
- ・((株) ヒューマンインターフェーステクノロジー)

■地域貢献活動のために

絵本「さくらのふね」 18冊
(大阪いずみ市民生活協同組合)

サマージャンボ宝くじ発売

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

- ・1等 5億円×23本 前後賞各1億円
- ・2等 100万円 ×2,300本 (発売額690億円、23ユニットの場合)

発売期間 7月11日(金)～8月11日(月)

抽選日 8月21日(木)

※サマージャンボミニも同時発売

※インターネットからも

宝くじが購入できます。

詳しくは「宝くじ

公式サイト」をご確認ください。

問合先 (公財)大阪府市町村振興協会 ☎06・6941・7441



夏祭り ブクンダ公園の一部が一時的に使用できません

辛國神社夏祭りの臨時駐輪場として利用されますので、公園内の一部が使用できません。

日時 7月16日(水)・7月17日(木) 16時～21時

駐輪スペースに限りがあるため、公共交通機関の利用や徒歩での参拝にご協力をお願いします。

問合先 辛國神社 ☎955・2473

福祉

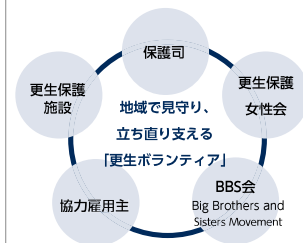
「社会を明るくする運動」強化月間

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、明るい地域社会を築こうという全国的な運動です。

ご存じですか? 「更生保護」を支える「更生ボランティア」

「更生保護」とは、犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行い、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。

市内でも、様々な立場の「更生ボランティア」が、それぞれの特性を生かし、立ち直し支援の活動を行っています。



問合先 藤井寺市社会福祉協議会

☎938・8220

高齢介護

介護保険負担割合証の送付

7月中旬に、要介護・要支援認定を受けている方(第1号及び第2号被保険者)宛てに、8月1日以降分の新しい「介護保険負担割合証」を郵送します。「介護保険被保険者証」と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にケアマネジャーやサービス事業所などにご提示ください。
申請・問合先 高齢介護課サービス担当(1階◎番窓口) ☎939・1165